

#### 開発と環境 ジアの経験と課題 ア

# の環境政策とロ

## はじめに

策に関する初の全国会議が開催された。 問題の現実が認識され、その翌年に環境政 遣され、先進諸国よりも深刻な中国の環境 ルムの国連人間環境会議に政府代表団が派 には、周恩来総理の指示によりストックホ 府は対応を迫られていた。また一九七二年 地で顕在化しつつあった環境汚染問題に政 命の余波が残るなかではあったが、全国各 ではまだ激しい政治闘争を伴った文化大革 本格的に着手した一九七〇年代初め、中国 国政府が工業化に伴う公害問題への対策に の初動は必ずしも遅くはなかった。先進諸 中国の環境政策は、先進諸国に比べてそ

政策実施体制の多元化など、環境政策に関 先進諸国から二〇年以上遅れて)環境汚染 する諸制度の構築と改善に努めてきた(参 際環境協力を通した技術、資金、 九九〇年代以降は、 に対する規制強化に乗り出すとともに、国 一九七〇年代末以降、改革開放政策のも 政府は法・行政制度の整備を進め、 情報公開や公衆参加の促進による (初動の早さとは違い ノウハウ

> げる (参考文献②、③)。 とともに、その改革に向けた動きを取り上 ガバナンス」という視点から解説を試みる ていないのか。本小論では、「ローカル・ が進まない現実が依然として存在する。 考文献①)。しかし、頻発する環境汚染事 故や慢性化する被害など、環境状況の改善 中国の環境政策はなぜ十分な効果をあげ

# ●中国の環境行政システム

担う専門行政組織が設置されている。中国 府)に初の環境行政組織が設置され、 においても一九七四年には国務院(中央政 においても組織整備が進められてきた。 、八年には国務院の直属機構となり、地方 多くの国々で環境政策の日常的な執行を 一九

事業をそれぞれ統括して監督管理を行うと では、中央環境行政主管部門は全国の環境 ている。「環境保護法」(一九八九年改正 府においても環境保護局(庁)が設置され 行政主管部門は所轄地域における環境保護 府に国家環境保護総局が設置され、地方政 現在、環境行政主管部門として、中央政 県級以上地方人民政府の環境

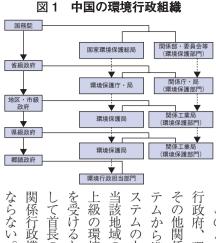
轄分野における環境行政を担っている。 境行政主管部門以外の行政組織のなかにも 管部門は上級の同部門から業務上の監督お 定められている。また、下級の環境行政主 環境行政担当部門が設置されており、各所 よび指導を受けるとされている。さらに環

のは容易ではない。 り格上げされたものの、依然として他の部 境政策について他部門の合意を取り付ける とになっている。これにより総局は以前よ 会が担っていた機能は総局に移管されたこ 保護委員会は廃止された。この時、 調整を行う環境保護委員会が各級政府に設 国家環境保護総局に改組され、国務院環境 置されていたが、同年に国家環境保護局が 境行政主管部門と関係行政部門の間で総合 ・委員会よりは低いレベルであるため、 一九九八年の政府機構改革以前には、 同委員 環

関かつ立法機関として位置づけられ、 義体制を堅持している。そして憲法におい る。中国は共産党の一党支配による社会主 際に重要なのが、中央地方政府間関係であ て、全国人民代表大会が、 さらに、中国の環境行政システムを見る 最高国家権力機

大塚健司

#### 中国の環境行政組織



(出所)『中国環境年鑑』1992年版、32ページの図6をもとに筆者作成。 実線は行政隷属関係を、実線の矢印は行政府系統の指導関係を 点線の矢印は環境行政系統の業務指導関係を示す。

いる。 は所轄地域の環境の質に対する責任を負い、 た「環境保護法」では、地方各級人民政府 国では地方政府は自治体ではなく、 院に服従する」ことが明記されている。 における国家行政機関であり、すべて国務 ると、「地方各級人民政府は地方各級人民 環境質の改善措置をとるべきと規定されて に服従する国家行政機関とされている。ま 家行政機関である」こと、また「全国各級 人民政府は国務院による統一の指導のもと 代表大会の執行機関であり、地方各級の国 国務院 中

当該地域の環境行政を統括するに際して、 関係行政機関と交渉・調整を行わなければ を受けると同時に、 ステムのもと、地方において環境保護局が その他関係行政部門という三つの行政シス 行政府、環境行政主管部門 上級の環境保護局から業務上の監督・指導 テムから構成されている(図1)。このシ して首長の命令を受け、 このように、 中国の環境行政システムは 地方政府内の一機関と かつ同級政府内の (環境保護局)、

> 報や報道への統制は依然続いている。 されているものの、党・政府による行政情 あげられる。これらは近年その役割が重視 情・提案処理(「信訪」)と宣伝メディアが マルな社会制度としては、人びとからの苦 限であるが、その対象が限定されている。 府の権限で適用範囲が限定されていないの られていない。例えば、汚染源の閉鎖、 に直接結びつく強い権限は人民政府にあっ 務停止、期限付き治理という措置は人民政 て、環境行政部門は限定的な役割しか与え 治施設の再設置・使用は環境行政部門の権 に対して、生産や施設使用の停止、汚染防 権限構造では(参考文献④)、 中国における環境行政を補完するフォー また、環境汚染問題に対する法律規定上 問題解決

## 環境行政の限界とローカル・ バナンス ガ

⑤)。一九九〇年代初めの珠江デルタ地域 政府内の財政経済部門に依存せざるを得な 規制企業に関する情報についても多くは同 と財政を地方人民政府に大きく依存し、 前線にたたされる地方の環境保護局は人事 シンクルとオルトラノである(参考文献 な厳しい規制執行は難しいという。 施過程に関する実証的な研究を行ったのが における事例研究によると、規制執行の最 中国の地方レベルにおける環境政策の実 地方政府内の協調関係を崩すよう 被

また、地方レベルでの経済発展の制度分

こうした中国の経済発展を可能にした政

らかにしている(参考文献⑥)。 こし、その収益を財源としていることを明 形態を "local state corporatism" と称し、改革 成功した農村に見られる政府と企業の融合 算制約に直面した地方政府自らが企業を起 開放以降の分権的な経済発展の過程で、 析を行ったオイは、 改革期中国の工業化に 予

県・自治県・県級市・市轄区→郷鎮政府と 省・自治区・直轄市→地区級市・自治州→ とされている。この国務院を頂点として、 院が最高の国家権力執行機関かつ行政機関

いう階層をなし、各級政府には人民代表大

会が設置されている。

(民政府組織法」 (二〇〇四年改正) によ 一地方各級人民代表大会および地方各級

う。このなかで、 呼ばれる地方主義となって現れているとい 現代中国の地方政府は、民衆ではなく、 や不公平の構造」が生み出されたとする。 の癒着関係を支持する特権階級」や「腐敗 況」を引き起こし、それが「諸侯経済」と 下の下で地方への権限の分散が起こった状 献⑧)、「中央政府から地方政府へ」と「政 また、分権的な経済発展の過程における中 ばならないにもかかわらず、実際には地方 ば地方政府は中央政府の政策に従わなけれ に拘束されており、 済発展を是とする上級権力による成績評価 権化の過程のなかで、「集権化された体制 府部門から企業部門へ」と向かう二重の分 央地方の財政関係の分析によれば(参考文 なくないことを指す(地方 [保護] 主義)。 本位の利益を優先した行動をとることが少 である(参考文献⑦)。これは、本来なら 言葉が、「上に政策あれば、下に対策あり」 さらに中国の中央地方関係を端的に表す また南京大学社会学系の張玉林教授は、 体化)にあるという 「公(地方政府)と企業 企業と利益同盟関係 (参考文献9)。 経

治経済構造が、地方政府の開発主義を引き起こし、環境政策への消極的な態度につないる場合、地方政府は、その企業に対するがっていると考えられる現象が各地で見らがっていると考えられる現象が各地で見らがっていると考えられる現象が各地で見らがっていると考えられる現象が各地で見らがっていると考えられる現象が各地で見らがっている場合、地方政府の開発主義を引きるのである。

カル・ガバナンス)の改革が必要となる。ためには、地方におけるガバナンス(ローためには、地方におけるガバナンス(ローためには、地方におけるが乗の実効性を改善するためには、地方におけるが、実験の実験の実験の実験の実験の実験がある。

# 向けてのけたカバナンスの改革に

上げる。 の実効性の改善を図る動きをいくつか取り 以下では、地方レベルにおける環境政策

第一に、中央関係機関による地方環境 (大四年から一九九三年、国務院環境保護委 員会による活動が展開された時期、②一九 八四年から一九九三年、国務院環境保護委 員会による活動が展開された時期、②一九 八三年から一九九八年、国務院環境保護委 員会に加えて、全国人民代表大会環境・資 原保護委員会が重要な役割を果たすととも に、報道機関による環境保護キャンペーン が繰りひろげられた時期、③一九九八年か が繰りひろげられた時期、3一九九八年か が繰りひろげられた時期、3一九九八年か

> 為を要因とした環境汚染事故も跡を絶たな 党・政府宣伝部門により報道統制が敷かれ い。またマスメディアによる環境保護キャ 環境法規違反が依然存在しており、違法行 弱であり、また毎年二万件にのぼる企業の いる。しかし、地方の環境監察機構を支え ており、工業汚染防止投資も年々増加して 他の行政部門との協力が進んだ時期である 局による監察機能が強化されるとともに、 割を果たした時期、④二〇〇三年以降、 保護委員会が廃止され、総局が中心的な役 てその社会的圧力の役割には限界がある。 ており、報道の自由がある先進諸国に比べ ンペーンについては、中国では依然として るスタッフの質や財源は末端にいくほど脆 レベルの環境監察機構が着実に発展してき 保護総局に昇格するとともに、国務院環境 この監督検査活動によって、確かに地方

業の環境行為を定量的に評価し、市政府に 業の環境行為を定量的に評価し、市政府に 業の環境行為を定量的に評価し、市政府に 業の環境行為を定量的に評価し、市政府に 業の環境行為を定量的に評価し、市政府に りあげ、黒、赤、黄、青、緑の五段階で企 りあげ、黒、赤、黄、青、緑の五段階で企 りあげ、黒、赤、黄、青、緑の五段階で企

を促進することが期待されている。を促進することが期待されている。というものである。この時、黒、赤あるるというものである。この時、黒、赤あるの批判にさらされることで汚染対策を迫られ、青あるいは緑色のラベルをつけられた企業は市民の賞賛を浴びることで、より先進的な生産技術や環境管理システムの採用を促進することが期待されている。

□○○七年四月には「環境情報公開弁法(試行)」が発布され(翌年五月施行)、汚染物質を基準超過して排出している企業や汚染物質を基準超過して排出している企業や法、企業名称、住所、法人代表者名、主要抑制目標を著しく超えている企業については、企業名称、住所、法人代表者名、主要持保護施設の建設・運転状況、環境汚染量、基準超過およびその総量の状況、環境汚染事故応急対策などを社会に公表しなければならないと規定された。果たしてこうした政府主導の試みがローカル・ガバナンスの改革につながるかどうか、注目したい。

ら電話や訪問などを受け付けて無料の法律 様三に、法的手段により環境汚染被害者 が設置された。CLAPV が設置された。CLAPV が設置された。CLAPV が設置された。CLAPV が設置された。CLAPV が設置された。CLAPV が設置された。CLAPV



#### -アジアの経験と課題

援を行っている。 による行政への働きかけや法院 相談サービスを提供するとともに、被害者 への提訴などについての法的、 資金的な支 (裁判所

効に働かないことが示唆される。 ンスの改革なくして、司法メカニズムが有 政府・企業の利益を守るローカル・ガバナ などを指摘している (参考文献⑩)。地方 考慮されるなど審理に公正さを欠くこと、 不理解、④裁判で現地の社会経済的影響が 挙証責任転換原則の適用についての法院の 被害者による調査・証拠取得の困難な、③ 長は、①地方政府による経済発展重視、② において被害救済を実現することができて の勝訴を得た例があるものの、多くの事件 める行政訴訟などにおいて、被害者や住民 害への損害賠償訴訟や環境影響評価の不備 償請求のみならず、環境汚染による精神障 環境汚染による農漁業被害に対する損害賠 いない。その要因として許可祝副センター による施設建設計画の許可の取り消しを求 CLAPVが支援する訴訟のなかには、

指導チームが設置されており、二〇〇七年 省環境保護庁にはこの制度の試行のための 対話制度」という試みを行っている。江蘇 政策研究センターとともに「環境情報円卓 国家環境保護総局が、南京大学環境管理・ ングから)。二〇〇五年以降、世界銀行と の試みである(以下、現地調査時のヒアリ 九月までの間に省内三地域で延べ八回行わ 最後に、コミュニティレベルの円卓会議

> 円卓を囲んで直接対話を行い、企業や政府 録の整理を進めている。今後の円卓会議の ターの研究者らは、一連の円卓会議に参加 ある。南京大学環境管理・政策研究センタ による環境対策を促進しようという試みで れた。これは地域の企業、政府、 展開やその評価の公表に注目したい。 して会議の記録をとっており、これらの記 ーと国家環境保護総局の環境政策研究セン 住民らが

また、第一一次五カ年計画において、いく にらみつつ、今後の動向を見守りたい。 革につながるのか。政治的民主化の行方も 動きが果たしてローカル・ガバナンスの改 する住民運動も起きている。これら一連の 政治的圧力も高まりつつあるようである。 設定して、その達成に向けた地方幹部への と同時に可能性も見いだすことができる。 さらには都市・農村各地で環境汚染に抗議 つかの環境政策目標値を「拘束性指標」と 官民で行われており、そこには多くの課題 実効性を改善するための様々な取り組みが (おおつか けんじ/アジア経済研究所 新領域研究センター

| 1000年。

治―中央と地方の構図』東京大学出版会、

### 《参考文献

①大塚健司「中国の環境汚染問題をめぐる ける情報公開と公衆参加―工業汚染源規 境と公害 政策の展開―政策実施体制の課題」(『環 「中国の環境政策実施過程にお 第三六卷一号、二〇〇六年)。

と環境政策』アジア経済研究所(近刊)。 能・大塚健司編『アジアにおける分権化 監督検査活動―その役割と限界」寺尾忠

以上のように、地方レベルの環境政策の

③大塚健司「中国の地方環境政策に対する 化』アジア経済研究所、二〇〇五年。 社会変動―産業化・民主化・グローバル 制をめぐる公衆監督の役割」寺尾忠能 大塚健司編『アジアにおける環境政策と

- Sinkule, Barbara J., and Leonard Ortolano, ④片岡直樹 『環境汚染防治法の研究』 成文 堂、一九九七年。
- (©) Oi, Jean, "Fiscal Reform and the Economic ⑦天児慧編『現代中国の構造変動 四 na," World Politics, Vol.45, October, 1992 Foundation of Local State Corporatism in Chi-China, Westport: Praeger Publishers, 1995. Implementing Environmental Policy in
- ⑧内藤二郎『中国の政府間財政関係の実態 ⑨張玉林「政経一体化開発機制与中国農村 と対応―一九八〇~一九九〇年代の総 件』為中心」(未発表論文)(中国語)。 的環境衝突—以浙江省的三起『群体性事 括』日本図書センター、二〇〇四年。
- ⑩許可祝「中国西部地域における環境汚染 被害者への法律援助活動」日本環境会議 新報社、二〇〇三年 ジア環境白書二〇〇三/〇四』東洋経済 ・「アジア環境白書」 編集委員会編『ア